

議案等参考資料 1

議案第4号から議案第21号関係

【補足】

1ページから11ページは議案第4号から議案第14号の補助金交付要綱の全部改正に伴う関連様式となります。

なお、一部の要綱においては、関係条文の番号と相違する場合や、様式の一部を変更する場合がありますのでご了承ください。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

おいらせ町長 様

住所
(所在地)

氏名



年度補助金等交付申請書

次の事業を実施したいので、おいらせ町補助金等の交付に関する規則第3条の規定に基づき、
関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 補助金名

3 申請額

4 概算払を受けたい時期及び金額

5 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

1 主管課名	2 担当者名		
3 申請額の 財源内訳	①一般財源	円	
	②国・県支出金	円	
	③その他	円	
4 予算科目	款	項	目 事業
5 現計予算額			円

補助金等の事業計画書

1 事業名

2 事業の目的

3 補助金交付法令根拠

4 事業の概要

① 実施計画

② 事業内容

5 事業実行場所

6 事業実行期間

7 事業効果(予定)

8 その他

様式第3号(第3条関係)

補助金等の収支予算書

1 收 入

【单位：田】

区分		本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	本年度収入の明細
自己負担額					
補助金額	おいらせ町				
	国				
	県				
	小計				
その他					
	小計				
合計					

2 支 出

【单位：田】

第
年
月
日

様

おいらせ町長

印

年度補助金等交付決定通知書

年　月　日付け 第　　号で申請のあった 補助金に
ついては、おいらせ町補助金等の交付に関する規則第4条の規定により、次のとおり交付する
ことに決定したので、同規則第6条の規定により通知する。

- 1 この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の決定額は、次のとおりとする。

金　　円

3 補助事業名ごとの補助事業に要する経費の配分された経費の額に対応する基準額及びこの
基準額ごとに交付する補助金の額は、申請書記載のとおりとする。

- 4 この補助金は、当該事業の遂行状況等により分割交付する場合がある。
- 5 前項により分割交付をする場合は、おおむね次の 回とする。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

おいらせ町長 様

住所
(所在地)

氏名



年度補助金等の事業変更(廃止)申請書

年 月 日付け指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた事業の実施について、事業内容を変更(廃止)したいので、承認してくださるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 補助金名

3 変更申請額

変更申請額 A	既交付決定額 B	増減 C=A-B
円	円	円

4 変更(廃止)の理由

5 添付書類(変更のみ)

※ 補助金等交付申請書に添付した関係書類を添えるときは、変更後の内容が容易に比較対照できるよう変更前を黒書、変更後を赤書すること。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

おいらせ町長 様

住所
(所在地)

氏名



年度補助事業等実績報告書

年 月 日付け指令第 号で交付の決定を受けた事業について、おいらせ町補助金等の交付に関する規則第11条の規定に基づき、関係書類を添えて事業の実績を報告します。

1 事業名

2 補助金名

3 交付額 円

4 関係書類

- (1) 事業実績効果報告書
- (2) 事業費精算書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

補助金等の事業費精算書

1 収 入

【単位：円】

区分		本年度 予算額	収入 済額	比較 増減	収入の明細
自己負担額					
補助金額	おいらせ町				
	国				
	県				
	小計				
その他					
	小計				
合 計					

2 支 出

【単位：円】

事業区分	科 目	本年度 予算額	支出 済額	比較 増減	支出済額の財源内訳			支出済額 の説明
					自己負担	補助金	その他	
合 計								

収入支出差引残金

円

補助金等の事業実績効果報告書

1 事業名

2 事業主体者

住所(所在地)

氏 名

3 事業の目的

4 補助金交付法令根拠

5 事業施行経過概要

6 補助効果

7 事業の施行期間(当初計画と実施済と比較のこと。)

8 事業施行場所

9 次年度以降の計画

10 その他

様式第9号(第12条の2関係)

第
年
月
日

様

おいらせ町長

印

補助金等交付額確定通知書

年　　月　　日付け提出された補助事業等実績報告書について審査した結果、下記のとおり補助金等の額を確定したので、おいらせ町補助金等の交付に関する規則第12条の2の規定により通知する。

記

1 事業名

2 補助金名

3 確定額

補助金等精算（概算）払請求書

年 月 日

おいらせ町長 様

住所
(所在地)

氏名 印

次のとおり精算払（第 回概算払）を受けたいので、おいらせ町補助金等の交付に関する規則第 14 条の規定により請求します。

1 極 助 金 名

2 請 求 額 円

3 指 令 番 号	年 月 日 付	指 令 第 号
4 領 収 済 額	円	(2+4+5)
5 残 額	円	6 交 付 決 定 額 円

7 振 込 先				
	種 别		口 座 番 号	
	名 義 人			

第
年
月
号
日

様

おいらせ町長

印

補助金等返還請求書

年　　月　　日付け指令第　　号で交付の決定をした補助金等について、おいらせ町補助金等の交付に関する規則第 17 条の規定により、下記のとおり返還を請求する。

記

1 事業名

2 補助金名

3 確定額

4 既交付額

5 返還すべき金額

6 返還を請求する理由

7 返還期限

おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案					現 行						
別表第1 (第10条関係)					別表第1 (第10条関係)						
区分		事由	期間	単位	有給無給の別	区分		事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	略	略	略	略	略	特別休暇	略	略	略	略	略
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給			出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給		
退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合										
略	略	略	略	略	略						

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表（抜粋）

改 正 案					現 行						
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）						
区分		事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分		事由	期間	単位	有給 無給 の別
特 別 休 暇	略	略	略	略	略	特 別 休 暇	略	略	略	略	略
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他 の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間			有給	出勤困難休暇	地震、水害、火災その他 の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間			有給
退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他 の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合					略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略						

おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表（抜粋）

改 正 案					現 行				
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）				
区分	事由	期間	単位	有給無給の別	区分	事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	略	略	略	略	特別休暇	略	略	略	略
	出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給		出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給
退勤途上の危険回避休暇	地 震 、 水 害 、 火 災 そ の 他 の 災 害 又 は 交 通 機 関 の 事 故 等 に 際 し て 、 職 員 が 退 勤 途 上 に お け る 身 体 の 危 険 を 回 避 す る た め に 勤 務 し な い こ と が や む を 得 な い と 認 め ら れ る 場 合	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略

おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案					現 行						
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)						
区分		事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分		事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他 の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給			出勤困難休暇	地震、水害、火災その他 の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給		
退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他 の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合					略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略						

おいらせ町出前講座実施要綱 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
<p>(講師)</p> <p>第5条 出前講座を行う講師は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町民 (2) 町職員 (3) <u>町スポーツ推進委員</u> (4) その他教育長が必要と認めた者（町外在住者を含む。）</p>	<p>(講師)</p> <p>第5条 出前講座を行う講師は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町民 (2) 町職員 (3) その他教育長が必要と認めた者（町外在住者を含む。）</p>

【廃止】 おいらせ町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成18年3月1日

告示第25号

改正 平成18年6月13日教委告示第29号
平成19年9月20日教委告示第17号
平成21年1月16日教委告示第2号
平成21年5月29日教委告示第9号
平成22年5月28日教委告示第8号
平成23年5月30日教委告示第7号
平成24年5月28日教委告示第7号
平成25年6月10日教委告示第8号
平成26年5月22日教委告示第7号
平成28年5月27日教委告示第10号
平成29年5月25日教委告示第7号
平成30年5月24日教委告示第8号
令和元年6月27日教委告示第9号

(趣旨)

第1条 この告示は、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園設置者（以下「設置者」という。）が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を減免する場合に町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象及び補助額)

第2条 設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児でおいらせ町に住所を有する者に対し、保育料等を減免する場合、別表に定める範囲内においておいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(補助金交付申請)

第3条 補助を受けようとする設置者は、補助金交付申請書を町長が指定する日までに町長に提出するものとする。この場合、事業計画書、保育料等減免措置に関する調書、保育料等の額を明らかにする書類及び減免措置を行うことを確約する確約書をあわせて提出するものとする。なお、保育料等減免措置に関する調書には、町民税の課税（非課税）証明書又は町民税・県民税特別徴収税額通知書（写し）を添付するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあっては、三戸地方福祉事務所長の証明書によつて代えることができるものとする。また、ひとり親世帯等（別表（※））は、このことがわかる書類を添付するものとする。

(補助金交付の決定及び通知)

第4条 町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときには、補助金の交付をするか否かを決定し、設置者に通知するものとする。

(減免措置方法の報告)

第5条 交付の決定を受けた設置者は、減免措置の方法を町長が別に指定する日までに保育料等減免措置方法報告書により町長に報告するものとする。

(実績報告)

第6条 設置者は、減免措置を完了した後、15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに実績報告書により町長に提出するものとする。

(補助金請求)

第7条 設置者は、補助金請求書により町長が別に指定する日までに町長に提出するものとする。

(証拠書類)

第8条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかなければならない。

2 町長は、事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(提出書類等の経由)

第9条 規則及びこの告示により町長に提出する書類は、すべておいたせ町教育委員会を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の百石町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成17年百石町制定)又は下田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成17年下田町制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年6月13日教委告示第29号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年9月20日教委告示第17号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成21年1月16日教委告示第2号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年5月29日教委告示第9号)

この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月28日教委告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年5月30日教委告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月28日教委告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月10日教委告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月22日教委告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月27日教委告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月25日教委告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月24日教委告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月27日教委告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区分	補助 対象 経費	補助限度額		
		第1子	第2子	第3子以降
①生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の合算額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
②当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯及び町民税の所得割が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
ひとり親世帯等（※）で、当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯及び町民税の所得割が非課税となる世帯		年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
③当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が34,500円に		年額 187,200円	年額 247,000円	年額 308,000円

A、Bの合計をえた額以下の世帯			
ひとり親世帯等（※）で、当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が34,500円にA、Bの合計をえた額以下の世帯	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
④当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が171,600円にC、Dの合計をえた額以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
⑤上記区分以外の世帯	年額 154,000円	年額 308,000円	

A : 16歳未満の扶養親族の数×21,300円

B : 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

C : 16歳未満の扶養親族の数×19,800円

D : 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

階層区分ごとの多子軽減の適用条件

第③階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限はなし。第④階層以上の世帯については、小学1年生から3年生までの兄・姉の数に応じて計算する。

多子計算に係る兄・姉については、年齢に上限はないが、生計を一にする者に限る。

(※)ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯。

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者。
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）。
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）。
- ・精神保険及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）。
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）。
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る）。
- ・その他町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。

注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義

務者の所得割課税額を合算する。

- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式を参考に実態に合わせて減額して適用する。

【入園料の有無に関わらず共通】

国庫補助限度額×前期分保育料の支払い月数÷12（100円未満を四捨五入）

- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。

入園料と保育料については、次の算式を参考に実額を算出して、国庫補助限度額と比較の上、補助額を決定する。

【入園料について】

入園料×前期分の保育料の支払い月数÷年間在籍月数（100円未満を四捨五入）

【保育料について】

保育料×前期分の保育料の支払い月数

- 4 町民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 5 外国から帰国した場合等、町民税が課税されない場合でも、所得を把握し、課税額の仮定計算をする。
- 6 幼児教育の無償化に伴い、令和元年度の幼稚園就園奨励費補助金については、平成31年4月から令和元年9月まで（以下、「前期分」という。）が補助対象期間である。別表中の国庫補助限度額は年額ベースの額であるため、前期分の国庫補助限度額の計算に当たっては、「国庫補助限度額×前期分保育料の支払い月数÷12」で算出する。

【廃止】 おいらせ町すぐすく子育て支援費補助金交付要綱

平成18年3月1日

告示第24号

改正 平成18年6月13日教委告示第30号

平成19年9月20日教委告示第18号

平成24年6月25日教委告示第9号

平成25年6月10日教委告示第9号

平成26年5月22日教委告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、親が安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり及び幼稚園への就園を促進するため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が保育料の減免をする場合に町が行うすぐすく子育て支援費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象及び補助額)

第2条 設置者が、当該幼稚園に在籍する第3子以降の園児でおいらせ町に住所を有する者に対し保育料を減免する場合、おいらせ町は、別表に定める範囲内においておいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(補助金交付申請)

第3条 補助を受けようとする設置者は、補助金交付申請書を町長が指定する日までに町長に提出するものとする。この場合、事業計画書、保育料等減免措置に関する調書、保育料の額を明らかにする書類（園則など）及び減免措置を行うことを確約する確約書をあわせて提出するものとする。なお保育料等減免措置に関する調書には、町民税の課税（非課税）証明書又は町民税・県民税特別徴収税額通知書（写し）を添付するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあっては、三戸地方福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。また、添付書類のほか社会保険証等の写し（住民票謄本、戸籍謄本等）を添付するものとする。

(補助金交付の決定及び通知)

第4条 町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときには、補助金の交付をするか否かを決定し、設置者に通知するものとする。

(減免措置方法の報告)

第5条 交付の決定を受けた設置者は、減免措置の方法を町長が別に指定する日までに保育料等減免措置方法報告書により町長に報告するものとする。

(実績報告)

第6条 設置者は、減免措置を完了した後、15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに

実績報告書を町長に提出するものとする。

(補助金請求)

第7条 設置者は、補助金請求書により町長が別に指定する日までに町長に提出するものとする。

(証拠書類)

第8条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかなければならない。

(提出書類等の経由)

第9条 規則及びこの告示により町長に提出する書類は、すべておいらせ町教育委員会を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに合併前の百石町すぐすく子育て支援費補助金交付要綱（平成17年百石町制定）又は下田町すぐすく子育て支援費補助金交付要綱（平成17年下田町制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年6月13日教委告示第30号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年9月20日教委告示第18号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月25日教委告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月10日教委告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月22日教委告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

すぐすく子育て支援費補助金

区分			補助金の額
I	ア	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯	保育料から幼稚園就園
	イ	当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世 帯	奨励費を引いた額
	ウ	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額（世帯構成	

	中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする。) が34,500円にA、Bの合計を加えた額以下の世帯	
II	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額（世帯構成中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする。) が171,600円にC、Dの合計を加えた額以下の世帯	
II	上記以外の世帯	保育料の半額 または保育料の半額から幼稚園就園奨励費を引いた額

A : 16歳未満の扶養親族の数×21,300円

B : 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

C : 16歳未満の扶養親族の数×19,800円

D : 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
(職務の権限) 第6条 課長、参事_____は、教育長の命を受け、課の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	(職務の権限) 第6条 課長、参事 <u>及び副参事</u> は、教育長の命を受け、課の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
<u>2 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事項に関する企画、調査、立案及び処理等を行う</u>	
<u>3 (略)</u>	<u>2 (略)</u>
<u>4 (略)</u>	<u>3 (略)</u>
<u>5 (略)</u>	<u>4 (略)</u>
<u>6 (略)</u>	<u>5 (略)</u>
<u>7 (略)</u>	<u>6 (略)</u>
<u>8 (略)</u>	<u>7 (略)</u>
<u>9 (略)</u>	<u>8 (略)</u>
<u>10 主事</u> _____は、上司の命を受け、 <u>係</u> 分掌事務に従事する。	<u>9 その他の係職員</u> は、上司の命を受け、 <u>_____事務</u> に従事する。